

平成28年

第 6 回 三戸町農業委員会総会議事録

平成28年6月10日(金) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成28年6月10日(金) 午後2時0分 から 午後2時20分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 13名

会長	20番	松原 一夫
会長職務代理者	11番	照井 秀美
委員	1番	和田 忠
委員	3番	戸花 進
委員	4番	一ノ渡 重義
委員	5番	山田 敏実
委員	6番	工藤 哲子
委員	9番	山下 正一
委員	13番	新田 豊
委員	14番	梅田 晃
委員	15番	山本 健一
委員	18番	白山 英昭
委員	19番	前田 英雄

4. 欠席委員 7名

委員	2番	山下 泰弘
委員	7番	神谷 陽一
委員	8番	戸田沢 孝彰
委員	10番	松本誠子
委員	12番	湊 舟廣
委員	16番	中堤 正人
委員	17番	工藤 範光

5. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第4	議案第19号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について
第5	議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	遠山 潤造
主査	平谷 賢一
臨時職員	蝦名 加代子

7. 議事録署名委員

委員	11番	照井秀美
委員	13番	新田 豊

8. 会議の概要

議長 (松原会長)	始礼を行います。 ご起立願います。 「礼」
--------------	-----------------------------

はじめに農業委員憲章を唱和いたします。
1番和田委員からお願いします。

【全員で農業委員憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成28年第6回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
11番照井委員、13番新田委員のご両名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第18号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第18号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足、説明を、致します。
今回の、農地法第3条、に係る許可申請は、売買による所有権移転1件です。
対象農地は、既に、譲受人の家族等により、昭和61年頃から使用されてきているものです。
譲受人の経営農地は、取得後耕作されること、保有機械、家族・雇用者の従事状況、地域との調和に、問題はなく、下限面積30aを超えていることなどから許可できるものと判断されます。

議長

農地法第3条の許可申請に係る、番号14の現地調査について、6番工藤委員から報告をお願いします。

6番工藤委員

現地調査について報告いたします。
6月3日午後2時30分から、私と松原会長、湊委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。
番号14は、以前より相対で譲受人に貸借していた農地について、今後も所有者自身での経営再開が難しく、高齢であることから、農地を手放したい旨伝えたと、譲受人が承諾したものです。
以上、簡単ではありますが報告いたします。

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第18号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長	ご異議なしと認め、本案は、可決することに決定いたします。
議長	日程第4 議案第19号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主査	【議案第19号を議案書をもとに朗読】
事務局長	補足説明をいたします。 申請のあった土地は、登記簿の地目が「畑」となっておりますが、現況は「山林」になっており、「肥培管理を廃し、概ね20年以上経過したもので、農地として利用することが困難と認められる土地」に該当すると判断されるものです。 このため、農地以外の地目であることを証明する非農地等証明書の交付は出来るものと考えております。
議長	非農地に関わる認定について、6番工藤委員会から調査報告をお願いします。
6番工藤委員	現地調査について報告いたします。 6月3日午後2時40分から、私と松原会長、湊委員及び事務局とで、申請者立会のもと現地調査を行いました。 場所は、国道から鶴亀荘方向へ曲がり、澤田橋から道なりに400メートルほど進んだ所にある土地です。申請の土地は、相続した時には既に山林化しており、農地に戻ることが難しく、現況と地目を合致させたいとのことでした。 現地は、概ね20年を経過するほど山林化しており、農地に復旧するのは難しいものがあり、農地以外への地目変更は、やむを得ないものと見て参りました。 以上、簡単ではありますが報告いたします。
議長	ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。 ございませんか。
9番山下委員	周りは農地ですか。
事務局長	道路側から見て、こちら側は農地となっておりますが、申請地から奥の方は山林になっております。
9番山下委員	山林にして、隣の方々には影響ないですか。
6番工藤委員	見た感じでは影響無いです。
9番山下委員	無ければいいです。
議長	その他、ご質問はありませんか。
	【無しの声多数】
議長	質疑を終結いたします。 これより議案第19号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	日程第5 議案第20号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主査	【議案第20号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明します。
これら2つの案件は、農業経営基盤強化促進法で定める「農用地利用集積計画」を審議・決定いただくものです。
このうち、番号7は中間管理機構との契約に関わるものです。本件は、農用地利用集積計画を町が作成し、農地中間管理機構の審査を受けた後、農業委員会の総会を経て町が公告します。「農地の出し手」と「農地中間管理機構」との間で、賃貸借による利用権を設定しようとするものであり、手続き後も、機構から借受けた者が、全て農地として使用することになっています。
番号8については、過去に「農用地利用集積計画」の定めがあった農地について、その計画を更新しようとするものです。更新により、今後5年間の賃貸借による利用権が設定されることとなります。
なお、本件は「農用地利用集積計画」を更新しようとするものであり、元の耕作者にそのまま貸付ける計画であって、いわゆる「付け替え」に該当するため、中間管理事業は利用できないものです。

議長

質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第20号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認し、決定することにいたしました。

以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成28年第6回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成28年6月10日

議長
会長 20 番

松原 一夫

⑩

会議録署名者
委員 11 番

照井秀美

⑩

会議録署名者
委員 13 番

新田 豊

⑩